

インターネットを利用する遠隔地テレビ 視聴サービスを巡る二つの事件



会員 大滝 均

目次

(はじめに)

第一 両事件の概要

第二 当事者の求めた被保全権利

第三 著作隣接権について

第四 債務者の装置

第五 債務者の行為

第六 放送法・有線テレビジョン放送法上の問題

第七 まとめ

.....

—東京地裁平成17年(ラ)第10007号著作隣接権侵害差止仮処分決定に対する保全抗告事件(原審:東京地方裁判所平成16年(モ)第15793号)決定(平成17年11月15日)(以下「録画ネット事件」という)—

—東京地裁平成18年(ラ)第10009号著作隣接権仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件(原審:東京地裁平成18年(ヨ)第22022号)決定(平成18年12月22日)(以下「まねきTV事件」という)—

(はじめに)

両事件は、インターネットを利用して遠隔地でテレビ視聴を可能とするサービスについての著作隣接権侵害の判断でありながら、平成17年11月15日の時点では、著作隣接権(放送事業者の複製権(98条))侵害を認め、平成18年12月22日の時点では、同著作隣接権(放送事業者の送信可能化権(99条の2))侵害を認めなかった。

もちろん、これらの両事件においては、その事実関係が寸分一致するものではなく、そのサービスを提供する装置構成が若干異なっていたことに起因する判断の分かれ目であったであろうと推察されるが、その違いが当事者の求める被保全権利の違いとなって表れており、両事件で使用された装置構成に検討を加えつつ、そこでの著作隣接権に基づいた異なった判断が導かれた経緯を紐解いてみたい。

第一 両事件の概要

(1) 録画ネット事件

放送事業者である債権者(被被告人)は、「録画ネット」という名称のサービスを営む債務者(被告人)に対し、同サービスは債権者(被被告人)の放送を複製し相手方の著作隣接権を侵害するものである旨主張して、同サービスによる放送の複製の差止めを求める仮処分を申し立てたところ、これを認容する仮処分決定(以下「本件仮処分決定」という。)がされた。これに対し、債務者(被告人)が本件仮処分決定の取消しを求めて仮処分異議を申し立てたが、原審は、上記仮処分決定を認可する原決定をしたため、これを不服とする債務者(被告人)が本件抗告をした。

(2) まねきTV事件

放送事業者である債権者外5社が、「まねきTV」という名称で、利用者がインターネット回線を通じてテレビ番組を視聴できるようにするサービス(以下「本件サービス」という。)を提供している債務者に対し、債務者が行う本件サービスが、本件放送に係る債権者らの送信可能化権を侵害していると主張して、本件放送の送信可能化行為の差止めを求める事案である。なお、本件サービスは、ソニー株式会社(以下「ソニー」という。)製の商品名「ロケーションフリーテレビ」の構成機器であるベースステーションを用い、インターネット回線に常時接続する専用モニター又はパソコンを有する利用者が、インターネット回線を通じてテレビ番組を視聴できるものである。

第二 当事者の求めた被保全権利

(1) 録画ネット事件

放送事業者である債権者(被被告人)は、「録画ネット」という名称のサービスを営む債務者(被告人)に対し、債権者(被被告人)が専有する著作権法98条

に定める複製権を含む著作隣接権を侵害するものである旨主張して、同サービスによる放送の複製の差止めを求めている。すなわち、債権者は、放送事業者の著作隣接権のうち複製権（著作権法 98 条）に基づき、その複製行為の停止を求めている。

（2）まねき TV 事件

放送事業者である債権者外 5 社が、債務者に対し、債務者が行う本件サービスが、本件放送に係る債権者らの送信可能化権を侵害していると主張して、本件放送の送信可能化行為の差止めを求めている。すなわち、債権者らは、放送事業者の著作隣接権のうち送信可能化権（著作権法 99 条の 2）に基づき、送信可能化行為の停止を求めている。

第三 著作隣接権について

（1）ここで、著作権法が定める「著作隣接権（Neighboring Right）」について、もう少し具体的に検討する。著作権法に定める「著作隣接権」とは、「実演家、レコード製作者、放送事業者、有線放送事業者に、その成果物の利用行為に対する禁止権・報酬請求権を内容とする権利である（著 89 条）。」

「著作隣接権（著 89 条）」が認められる趣旨は、次のように説明される。

著作隣接権（著 89 条）は、著作物が公衆の手元に届けられその利用に供されるためには、それが制作されるだけでは足りず、その伝達行為を必要とする。これらの伝達行為には、一定の労苦や資本等のコストが必要なところ、その成果物が勝手に利用されてしまうとすれば、セカンドランナーの方が有利となって、伝達行為の意欲が減殺することになりかねない。……現行（著作権）法は、伝達行為に携わる者のうち、複製技術の普及により実演の機会が減少し、労働意欲の著しい減退を来している実演家と、事業の開始、運営に多大な資本投下を必要とするレコード事業者、放送事業者、有線放送事業者の保護が特に必要であると判断し、また、これらの伝達行為の成果物は、著作物同様、文化の発展に寄与するものとして、その成果物の複製等に対して認められる権利である（田村著作権法概説第 2 版 518 頁）。なお、加戸逐条講義は、「著作権の創作活動に準じた創作的活動」に着目して、著作権に準じた保護を与え、純創作活動の奨励、準創作物の知的

価値の正当な評価のために認めた権利とする（加戸逐条講義第四版 467 頁）。

このうち、放送事業者に対しては、その媒体である放送を通じた「複製権」、「再放送権及び有線放送権（著 99 条）」、「送信可能化権（著 99 条の 2）」、「テレビジョン放送の伝達権（著 100 条）」の著作権法第 4 節に規定する「放送事業者の権利」が認められ、上記両事件で当事者が根拠とする被保全権利は、放送事業者である申立人に対して認められる「その放送またはこれを受信して行う有線放送を受信して、その放送に係る音又は映像を録音し、録画し、又は写真その他これに類似する方法により複製する権利を専有する（著 98 条）」ことを内容とする権利である。

ここに、「放送事業者」とは、放送を業として行う者をいい（著 2 条 1 項 9 号）、「放送」とは、公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信を（著 2 条 1 項 8 号）、「有線放送」とは、公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう（著 2 条 1 項 9 の 2 号）。なお、「複製」とは、印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に再製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする（著 2 条 1 項 15 号）。

イ 脚本その他これに類する演劇用の著作物 当該著作物の上演、放送又は有線放送を録音し、又は録画すること。

ロ 建築の著作物 建築に関する図面に従つて建築物を完成すること。

上記録画ネット事件は、放送事業者である債権者が、債務者の行う上記サービスが、債権者の著作隣接権のうち複製権を侵害するものとして、その複製行為、すなわち、本件サービスの停止をもとめたものである。

（2）これに対し、上述するように、「まねき TV 事件」では、上記著作隣接権のうち「送信可能化権（著作権法 99 条の 2）」に基づき、そのサービスを通じて行われる送信可能化行為の停止を求めたものである。

ここに、「送信可能化権」とは、放送事業者が、「自己の放送又はこれを受信して行う有線放送を受信して、その放送を送信可能化する権利の専有」を内容とする権利をいい（著 99 条の 2）、「送信可能化」とは、

次のいずれかに掲げる行為により自動公衆送信し得るようにすることをいう（著2条1項9の5号）。

イ 公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分（以下この号において「公衆送信用記録媒体」という。）に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）の公衆送信用記録媒体に情報を記録し、情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体として加え、若しくは情報が記録された記録媒体を当該自動公衆送信装置の公衆送信用記録媒体に変換し、又は当該自動公衆送信装置に情報を入力すること。

ロ その公衆送信用記録媒体に情報が記録され、又は当該自動公衆送信装置に情報が入力されている自動公衆送信装置について、公衆の用に供されている電気通信回線への接続（配線、自動公衆送信装置の始動、送信用プログラムの起動その他の一連の行為により行われる場合には、当該一連の行為のうち最後のものをいう。）を行うこと。

また、「自動公衆送信」とは、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置の公衆送信用の記録媒体に情報を記録する等著作権法2条1項9の2号イロに規定される行為により、自動公衆送信しうるようにすることをいう（著2条1項9の2号）。

上記まねきTV事件では、放送事業者である債権者が、債務者の行う上記サービスが、債権者の著作隣接権のうち送信可能化権を侵害するものとして、その送信可能化行為、すなわち、本件サービスの停止を求めたものである。

第四 債務者の装置

上記両事件は、いずれも債権者は、それぞれ放送事業者であり、その放送を受信して、その放送に係る音又は映像を録音し、録画し、又は写真その他これに類似する方法により複製する権利を専有し（著作権法第98条）、また、その放送を送信可能化する権利を専有するのであり（著作権法第99条の2）、したがって、上記両事件においては、上記「録画ネット事件」にお

いては、著作隣接権のうちの「複製権（同98条）」に基づき、また、「まねきTV事件」においては、著作隣接権のうちの「送信可能化権（著作権法第112条）」に基づき、債務者の行為の差し止めを求めている。

すなわち、上記「録画ネット事件」においては、債務者が後述の装置機器を用いて行う「放送に係る音又は映像を録音し、又は写真その他これに類似する方法で複製すること（同98条）」の行為の禁止を、また、上記「まねきTV事件」では、債務者が同後述の装置機器を用いて行う「送信可能化すること（同99条の2）」の行為の禁止が求められている

ここで、債務者が行っている行為を改めて検討すると、上記「まねきTV事件」仮処分決定書には、当該事件に使用された装置構成の概略図が添付されており、これらの装置機器概要から、債務者が行う行為を把握することが可能であり、また、装置機器を解析することが理解を深める。そこで、上記「録画ネット事件」にも同様の概略構成図が存在しないかどうか、検索したところ、「録画ネット事件裁判関連資料」と題するサイト（http://www.6ga.net/x_shiryo.php）が検索され、そこから、本件事件の仮処分申立に対する答弁書類が検索され、その書類の末尾には、「まねきTV事件」仮処分決定書に添付の概略構成図に似た表現の概略構成図（別紙1、別紙2）が添付されていた。そこで、これらの両概略構成図に基づいて、上記判断の分かれた経緯を紐解くこととする。

(1) 「録画ネット事件（東京地裁平成17年（ラ）第10007号事件）」に使用される装置機器

上記事件において、債務者に使用される装置機器の概略構成は、同事件仮処分申立に対する債務者の答弁書添付の別紙1、別紙2に示される。同答弁書によれば、別紙1、別紙2に示される構成は、テレビ放映をパソコンに取り込み、それをインターネットを介して、別途に離れたパソコンでそのテレビ放映を見ることができる装置と（別紙1、別紙2の右側の構成）、この装置を監視し、この装置へインターネットを通じて利用者がアクセスを許容する装置（別紙1、別紙2の左側の構成）とからなるものである。このうち、別紙2に示される左側の構成に対しては、「機能するためになくとも良いもの」の表示と共にいくつかの装置機器をひとまとめに囲み込んでその上に大きく「×」印が書

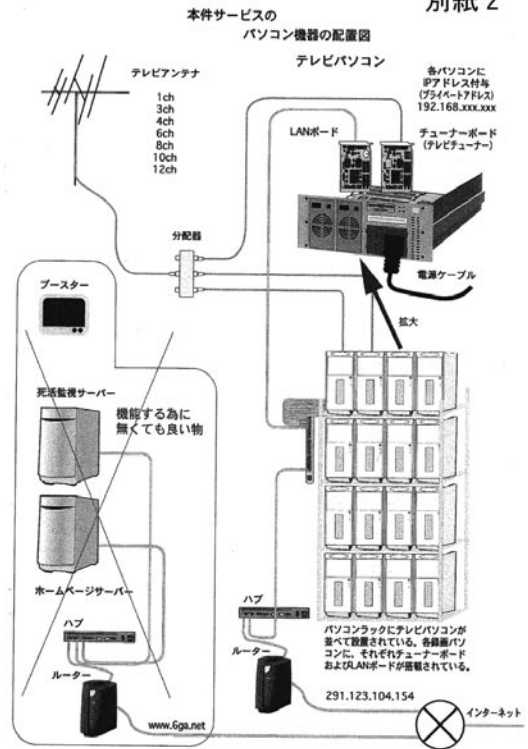
き込まれている。

この囲みの記載や大きな×印が、いつの時点で書き込まれたかは定かではないが、当該「録画ネット事件」抗告決定において、「抗告人（債務者）は、原決定後に本件サービスにつき、SSHポートを開放しSSH接続を可能とするなどの変更を施した旨主張する」と記載のあることから、申立られた後に債務者が何らかのシステム上の変更をしたことを示す記載かもしれない。しかしながら、その変更が、当該箇所をさすのか、そして、上記決定では、実際にそのような変更が行われたのかどうかを示す痕跡は知り得なかった。

ともかくも、この装置機器を用いて、債務者は、テレビ映像（「音声」を含む。以下同じ）の取り込み（録画）及びそれをインターネットを通じて利用者への配信サービスを利用者に提供していたというのが債権者主張である。しかしながら、この装置構成を仔細に検討すると、テレビ映像配信のためには、上記別紙1、別紙2の右側に表示される装置構成で足り、左側の装置構成は、右側に表示される当該装置の管理・利用者課金管理のために用いられる性質のものではないかと理解される。このため、上記した「機能する為になくても良い物」と記載され、さらには、これらをひとまとめに囲み込んでその上に大きく「×」印を書き込んだのかもしれない。

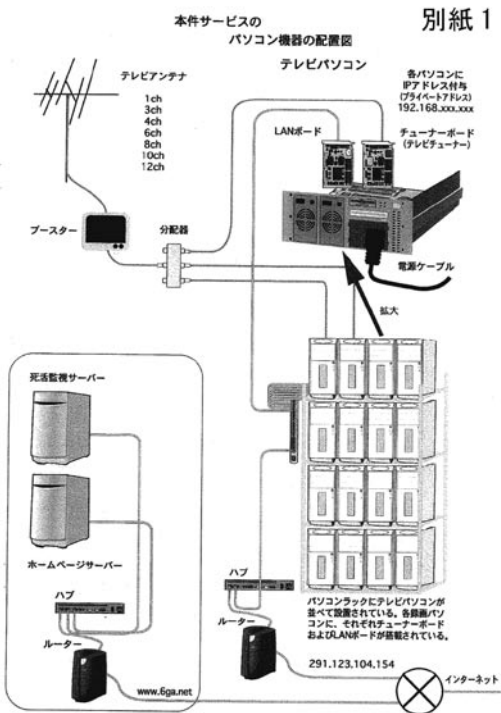
（「録画ネット事件」仮処分申立に対する答弁書添付の概略構成図（別紙1、別紙2））

別紙 2



この装置構成を改めて検討すると、テレビチューナーを内蔵したいわゆるテレビパソコンと称される複数台のパソコンを配置し、そのそれぞれテレビパソコンのチューナーはブラスターを経てテレビアンテナに接続され、チューナーで採取されたテレビ映像（音声を含む）は、それぞれのパソコンでデジタル変換され、変換された映像を内蔵ハードディスクに記録するとともに、その映像信号をルーターを通じてインターネットからそれぞれの利用者のパソコン等にする仕組みのものと理解される。この場合、それぞれのパソコンはインターネットを利用するネットワーク環境においては、それぞれ別途の独立したプライベートアドレスを有し、それらのそれぞれのプライベートアドレスを通じて、各利用者のパソコンのアドレスといわゆる「1対1」で接続される構成のものと理解される。そして、上記囲みの装置類は、それらテレビ映像の受信・変換・送信とはあまり関係なく、専ら、利用者に対するテレビ映像の録画と送信等の管理のために、各テレビパソコンにログイン・録画操作の専用ソフトを組み込んだ上で、さらに、そのために専用のインターネットサイトを開設し、各利用者は一旦このサイトを通じて、当該ネット環境に入り込み、その上で、各テレビパソコンを操作して、テレビ受信選局や録画予約、録画、送信等を行わせしめるようにしているものと理解される。

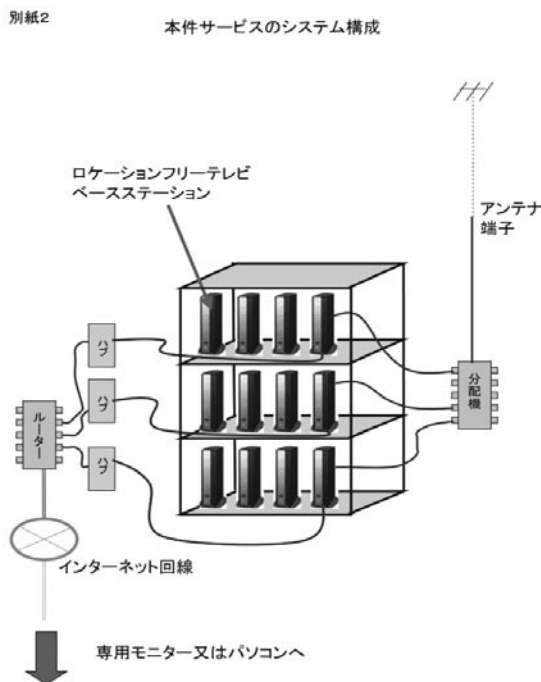
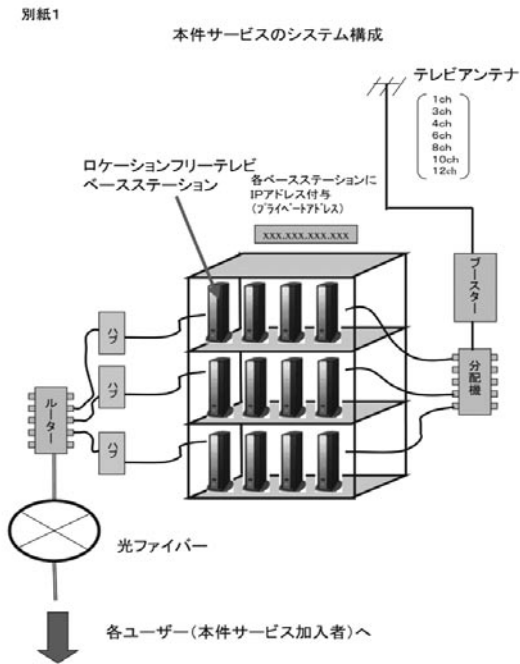
別紙 1



(2) 「まねき TV 事件（東京地裁平成 18 年（ラ）第 10009 号）」で使用される装置機器

これに対し、「まねき TV 事件」に使用される装置機器は、原審（東京地裁平成 18 年（ヨ）第 22022 号）仮処分決定書によれば、次のものである。

（「まねき TV 事件」仮処分決定書には、当該事件に使用された装置構成の概略図（別紙 1、別紙 2）



別紙 1 は、当該「まねき TV 事件（東京地裁平成 18 年（ヨ）第 22022 号）」仮処分決定において、「争点（1）（債務者の送信可能化行為の有無）について」の「債権者の主張」において、債権者は、当該装置が「送信可能化行為の主体」を構成するとする説明を当該別紙 1 を用いて行っており、また、別紙 2 は、同「裁判所の判断（第 4）」における事実認定の際に、債務者のサービスを説明するために、このサービスに使用される債務者の装置機器を説明するものであるとしている。これらの別紙 1 及び別紙 2 の違いは、表示される図としては、別紙 1 には右中段に「ブースター」装置が記載されているのに対し、別紙 2 には、当該「ブースター」の記載はなく、その余の構成としては、ほとんど同じである。ただ、別紙 1 には、「各ベースステーションに IP アドレス付与（プライベートアドレス）」の文とその内容を示す「xxx.xxx.xxx.xxx.」の表現、および「テレビアンテナ（1ch 3ch 4ch 6ch 8ch 10ch 12ch）」の文字、さらには、このテレビアンテナと分配機の間「ブースター」の文字とその機器を示すブロック図、そして、「光ファイバー」、「各ユーザー（本件サービス加入者）へ」の各文字が記載されているのに対し、別紙には、これらの記載がなく、前記「テレビアンテナ」の代わりに「アンテナ端子」、前記「光ファイバー」の代わりに「インターネット回線」、前記「各ユーザー（本件サービス加入者）へ」の代わりに「専用モニター又はパソコンへ」の文字が記載される等、細かな記載においては若干の異なりがある。しかしながら、これらの記載に基づく差違は、装置構成の実体に関わる変更ではなく、実質的には異なるものではないと理解される。

(3) 両装置の違い

上記「録画ネット事件」では、テレビチューナー内蔵のパソコン（テレビパソコン）を複数台配置し、このテレビパソコンで放映されたテレビ映像を録画し、その録画した映像やテレビ放映映像をデジタル信号として、インターネットで配信していたものであるが、当該「まねき TV 事件」で使用される装置では、ベースステーションと称される装置を複数台配置し、このベースステーションは、上記同様、それぞれテレビチューナーを備える一方、それぞれがネットワーク上のプライベートアドレスを有し、受信されたテレビ映

像（音声を含む）をデジタル変換し、インターネットを通じて、このプライベートアドレスから利用者のアドレスにテレビ映像を送信するようにしたものである。すなわち、この装置構成は、録画機能がない点を除けば、テレビ映像の変換・送信という点では、上記「録画ネット事件」で使用される装置構成と大差はなく、それぞれのパソコンが、インターネットを利用するネットワーク環境においては、それぞれ別途の独立したプライベートアドレスを有し、それらのそれぞれのプライベートアドレスを通じて、各利用者の各アドレスを有するパソコン等といわゆる「1対1」で接続され、その「1対1」で確保された接続環境の中で、上記テレビパソコンやベースステーションを操作して、テレビ選局や録画予約等を達成させる構成のものであると理解される。

第五 債務者の行為

(1) 「録画ネット事件」も「まねきTV事件」も、テレビ放映映像をデジタル化して、それをインターネットを通じて送信し、それを離れたところで見ることができるようにしたサービスという点では、極めて近似したものである。そして、そこで使用される装置構成は、「録画ネット事件」の装置が装置内に録画機能を有し、「まねきTV事件」の装置自体に録画機能を有しない点を除けば、映像の送信という面では、上述の図説が示すように、極めて近似するものである。

両事件では、この装置での「録画機能」の有無が、まさに、その被保護権利としての「複製権」か「送信可能化権」の違いとなって現れたものであろう。すなわち、「録画ネット事件」は、直接的には、債務者の複製行為が争われているが、その背後には、当然「まねきTV事件」と同様、債務者の送信可能化行為が存在する。もちろん、「まねきTV事件」は、送信可能化行為それ自体の違法性が問われ、上記検討してきた「まねきTV事件」抗告審決定によれば、「まねきTV事件」の債務者は、送信可能化権を侵害するものではないと認定された。

そして、「録画ネット事件」では、複製権侵害に対して、債務者が、どの映像を録画あるいは送信するかを選局や録画時間等の具体的設定は債務者でなく、サービス利用者が行っているにもかかわらず、装置の「管理・支配」論、いわゆるカラオケ法理に基づいて、

複製権侵害とされた。

しからば、「録画ネット事件」の装置が、録画機能を有するものでなかったならば、「まねきTV事件」と同様、送信可能化権侵害が成立しなかったといえるのであろうか。換言すれば、たまたま録画機能を有していたがために、侵害と認定されたのであろうか。

つまり、上記複製行為については、「録画ネット事件」は、複製行為（具体的な選局や録画時間の設定）は利用者が行っているが、債務者は、当該装置を提供し、環境を整備し、当該装置に対して「管理・支配」の事実が存在し、しかも、それによって債務者が利益を得ているという事実に基づき、複製の主体は、債務者であると認定された。これは、装置提供・環境整備を債務者が行っており、これを「管理・支配法理（カラオケ法理（クラブ・キャッツアイ法理）」）に基づき判断されたものと理解される。カラオケ法理では、装置の提供と管理・支配をする行為主体と、それに対する利益取得が問題となるが、「録画ネット事件」においては、録画機能のある装置の提供を債務者が行い、その装置の管理・支配を行っていたので、複製権侵害が問題とされ、送信可能化権侵害については、問題とはされなかった。しかし、もし、「録画ネット事件」の装置に録画機能が存在しなかったとしたら、それでもなお、債務者の送信可能化行為は、問題とされないであろうか。そして、送信可能化行為に関して、債務者が、装置を提供し、その管理・支配を行い、それなりの利益を得ている場合には、送信可能化行為の行為主体となりうるのであろうか。逆に、「まねきTV事件」は、装置自体に録画機能がなく、それがため、送信可能化権侵害が問われた（幸か不幸か、それは、「1対1」送信のため、「公衆送信」に該当しないとして、送信可能化権侵害とは認定されなかった）が、「1対1」送信でないとして、「公衆送信」に該当する場合であったら、その場合に、装置を提供し、その管理・支配を行い、利益を得ている場合には、いわゆる「カラオケ法理」に基づいて、その者が送信可能化行為の主体となり得るのであろうか。いずれも、仮定の上での話ではあるが、装置の提供と「管理・支配」の問題、そして、利益を得ることとの関連について、今一度、カラオケ法理を紐解きながら、検討してみたい。

(2) ここで、「カラオケ法理」とは、おおよそ次のものである。

「スナック等の経営者が、カラオケ装置とカラオケテープとを備え置き、ホステス等の従業員においてカラオケ装置を操作し、客に歌唱を勧め、客の選択した曲目のカラオケテープの再生による演奏を伴奏として他の客の面前で歌唱させるなどし、もって店の雰囲気作りをし、客の来集を図って利益を上げることを意図しているという事実関係のもとにおいては、ホステス等の従業員が歌唱する場合はもちろん、客が歌唱する場合を含めて、演奏（歌唱）という形態による当該音楽著作物の利用主体は上記経営者である。その理由は、客のみが歌唱する場合でも、客は、上記経営者と無関係に歌唱しているわけではなく、上記経営者の従業員による歌唱の勧誘、上記経営者の備え置いたカラオケテープの範囲内での選曲、上記経営者の設置したカラオケ装置の従業員による操作を通じて、上記経営者の管理のもとに歌唱しているものと解され、他方、上記経営者は、客の歌唱をも店の営業政策の一環として取り入れ、これを利用していわゆるカラオケスナックとしての雰囲気を醸成し、かかる雰囲気を好む客の来集を図って営業上の利益を増大させることを意図していたというべきであって、前記のような客による歌唱も、著作権法上の規律の観点からは上記経営者による歌唱と同視しうるとする。

経営者が、権利者の許諾を得ないで、ホステス等従業員や客にカラオケ伴奏により上記経営者の管理にかかる音楽著作物たる楽曲を歌唱させることは、当該音楽著作物についての著作権の一支分権たる演奏権を侵害するものというべきであり、当該演奏の主体として演奏権侵害の不法行為責任を免れないとしている（最判昭和63年3月15日民集42巻3号199頁〈クラブ・キャッツアイ事件〉）。（この多数意見に対しては、客のみが歌唱する場合についてまで、営業主たる経営者をもって音楽著作物の利用主体と捉えることは、不自然であり、無理な解釈ではないかとし、この場合には、客の自由意思によって音楽著作物の利用が行われているのであるから、営業主たる上記経営者が主体的に音楽著作物の利用にかかわっているということはず、これを上記経営者による歌唱と同視するのは、擬制的にすぎて相当でないとする伊藤正己裁判官の意見が付されている。）（同最判昭和63年3月15日民集

42巻3号199頁。）

なお、このカラオケ法理（クラブ・キャッツアイ法理）は、最判平成13年3月2日民集55巻2号185頁〈カラオケリース事件（ビデオメイツ事件）〉においても基本的に踏襲されている。

(3) 以上にに基づき、今一度、「録画ネット事件」、「まねきTV事件」の債務者行為及び利用者行為を検討してみよう。

それぞれの債務者行為が、上記それぞれの装置構成によって、どのような行為が行なわれていたのかを改めて検討する。両事件の抗告審決定の基礎となった上記のような装置構成は、次のような事実として認定されている。

(ア)「録画ネット事件」

上述するように、「録画ネット事件」は、債権者の放送の複製権が侵害されているということをも理由とするものである。したがって、その複製行為の主体は誰なのか、債務者なのか、利用者なのか、あるいは、それらが共同して複製行為の主体となりうるのか、を第一の争点とした。そして、従来までのこの種の争訟で培われた実質的支配管理に関与したものは誰かという理論に則って判断された。すなわち、「録画ネット事件」においては、サービスを提供する実質的支配管理者（装置の管理支配者）は誰なのか、上記決定は、その点を装置の所有権、管理実態に基づいて判断した。

この判断に影響した装置構成は、次の点において、その装置の機能およびその実質的管理を基礎に判断されたものといえる。

① テレビパソコン

「テレビパソコン」には、「録画するための（リナックス）ソフトウェアを簡単に利用できるようにする原告人の作成したインターフェースプログラムがインストールされ」、また、原告人（債務者）によって、テレビパソコンをiEPG対応テレビ番組サイトと連携させて見たい番組を簡単に録画予約し、また、毎週一定の時間帯の特定の番組を反復して録画することができる機能が付加されている。いわゆる、パソコンそれ自体が放送の複製を行い、そして、その複製されたあるいは直接の放送をデジタル変換して、インターネットを通じて利用者へ送り込まれる機能を有する。そして、それらの機能は、専用ソフトを

介して実行されている。

② ホームページサーバー

上記の「テレビパソコン」の録画、録画予約等のサービスは、債務者がインターネットのウェブサイトに開設したサイト (<http://www.1.6ga.net/>) を通じて行なわれなければならない、債務者がそのサイトを管理するサーバー（ホームページサーバー）を設置し、管理している。各利用者は、そのサイトにアクセスし、そこで認証を受けて初めて個々の決められたテレビパソコンにアクセスすることができる。

③ 監視サーバー

各テレビパソコンの起動状態を常時監視するサーバーであり、一定時間ごとに各テレビパソコンがネットワークに返答できる状態にあるか否かを常に監視している。

債務者の装置構成に、これらの「テレビパソコン」、「ホームページサーバー」、「監視サーバー」を含むことから、同決定は、同装置機器に対する支配・管理の実態から、装置機器の所有権の帰属、行為主体について、次のように認定した。すなわち、債務者が設置する装置機器において、「債務者は、テレビパソコンに問題が起こった場合、リセットするなどして常時作動するようにし、そして、サイトへのログインは、利用者が、手元（海外等）にあるパソコンから本件サイトにアクセスし、ユーザー ID とパスワードを入力し、その下の「ログイン」ボタンをクリックすると、本件サーバーは ID について二重にログインがされていないかなどを認証し、認証がされて初めて利用者は、手元のパソコンからテレビパソコンにログインした状態となる等、債務者は常にサイトを監視状態においている」、また、「債務者と利用者とは、契約上は、テレビパソコンの所有権が利用者に移転するように取り決められているが、本件サービスにおけるテレビパソコンは、①債務者の調達したものに限られるとともに、債務者の管理下に設置され、債務者事務所内において本件サービスの用に供することのみしか認められていない、②故障の場合、債務者の費用で修理を行うこととされている、③契約終了時において、他の利用者への無償での「譲渡」という通常の取引形態では考え難い選択肢が用意されている、④契約終了後にテレビパソコンの「返却」を受ける場合には、内蔵するハードディスクを初期化することとされている」等の事情を勘案

すれば、「当該テレビパソコンを自由に使用、収益及び処分することができる権利（所有権）（民法 206 条）が利用者に移転しているということとはできず、これは、所有権の移転が仮装されているにすぎない」と認定した。

そして、この認定結果に基づき、「複製行為の主体」については、「①上記装置構成である監視サーバー等多くの機器類並びにソフトウェアが、有機的に結合して1つの本件録画システムを構成しており、これらの機器類及びソフトウェアはすべて債務者が調達した債務者の所有物であって、債務者は、上記システムが常時作動するように監視し、これを一体として管理している、②利用者は、本件サービスを利用する場合、手元にあるパソコンから、債務者が運営する本件サイトにアクセスし、そこで認証を受けなければ、割り当てられたテレビパソコンにアクセスすることができず、アクセスした後も、本件サイト上で指示説明された手順に従って、番組の録画や録画データのダウンロードを行なわなければならない」等の事情を勘案して、債務者自らが、「本件放送についての複製行為を管理している」ので、「債務者自らが債権者の放送に係る本件放送についての複製行為を行っている」として、「債務者の上記複製行為は、相手方が本件放送に係る音又は映像について有する著作隣接権としての複製権（著作権法 98 条）を侵害するものである」と認定した。

上記は、「複製権侵害」を根拠づけるための債務者の行為についての認定であり、この事件が「送信可能化権侵害」を問われたものではなかったので、「送信可能化権」に関する債務者の行為については直接的には言及していないともいえる。

しかしながら、同決定は、「送信可能化権」に関連する行為にも該当するかのとき判断を示しているとも見ることができる。すなわち、原決定後に本件サービスにつき、SSH ポートを開放し SSH 接続を可能とするなどの変更を施したとする債務者の主張に対し、その変更の疎明がないことを理由に、また、変更があったとしても、「①今後も、本件サービスを利用するという実態に何ら変化はない、② SSH 接続は利用者にとって容易なことではないから、利用者が、前記認定のアクセス方法によらず、SSH 接続をした上で債務者作成のソフトウェアを経由せずに放送番組を録画するなどの利用方法を実際に行うことは通常考え難い」

として、上記決定の結論に至っている。ここでは、債務者の独自のソフトウェアを使用しないで、「SSH 接続技術」等のネットワーク技術を用いて、利用者のみが接続でき、利用者以外は、録画などの利用方法を行うことができないようにした場合には、「複製権侵害」はもとより、「送信可能化権侵害」にも該当しないと読める。このことは、送信可能化装置を提供し、その管理・支配を行い、利益を受ける場合であっても、「送信可能化権侵害」を構成しないということなのであるうか。

(イ)「まねき TV 事件」

これに対し、「まねき TV 事件」は、上述してきたように、債務者施設内での複製（録画）が行われていないので、放送事業者の複製権侵害を追求することはできず、著作隣接権のうち、「放送事業者の送信可能化権侵害」を問うこととなったのであろう。「送信可能化行為」とは、上述するように、著作権法第 2 条第 1 項 9 の 5 号イロに掲記の行為により「自動公衆送信し得るようにすることをいう」のであるから、同決定は、まず、ベースステーション等が「自動公衆送信装置」か否かについて検討した。すなわち、上述した装置構成が、全体として一つの自動公衆送信装置として評価されるべきものであるかどうか、また、それが「公衆」に向けて「送信」されているかどうかの点である。

「自動公衆送信装置」かどうかの点に関しては、同決定は、「ベースステーションによって行われている送信は、個別の利用者の求めに応じて、当該利用者の所有するベースステーションから利用者があらかじめ指定したアドレス（通常は利用者自身）宛てにされているものであり、送信の実質がこのようなものである以上、本件サービスに関係する機器を一体としてみたとしても、「自動公衆送信装置」該当性の判断を左右するものではない。」と認定した。

ついで、「送信可能化行為」該当性に関して、「ベースステーションは、あらかじめ設定された単一のアドレス宛てに送信する機能しかなく、1 台のベースステーションについてみれば、「1 対 1」の送受信が行われるもので、「1 対多」の送受信を行う機能を有せず、したがって、「各ベースステーションからの送信の宛先は、これを所有する利用者が別途設置している専用モニター又はパソコンに設定されており、債務者（被抗告人）がこの設定を任意に変更することはない」と

いう理由で「ベースステーションの機能、利用形態及び送信の契機等の上記の各事情を総合考慮すれば、ベースステーションないしこれを含む一連の機器が「自動公衆送信装置」に該当するということはできず、ベースステーションから行われる送信も「公衆送信」に該当するものではなく、「著作権法 99 条の 2 所定の送信可能化行為に該当するものではない。」との結論に至った。

すなわち、同決定では、「送信可能化権侵害」の実体が存するか否かを検討しないで、いわば、「送信可能化行為」の前提である「公衆送信」が存在するか否かの点で判断された。

しかしながら、もしも、仮に、「公衆送信」に該当するものであったら、これらの装置を債務者が提供し、管理・支配を行い、さらにそれなりの利益を得ている場合には、「カラオケ法理」に基づき、「送信可能化権侵害」を構成するという結果になるのであろうか。

(ウ) この点を「録画ネット事件（東京地裁平成 17 年（ラ）第 10007 号事件）」に使用される装置と「まねき TV 事件（東京地裁平成 18 年（ラ）第 10009 号）」に使用される装置との関連において、もう少し詳しく見ておこう。

両事件に使用される装置構成上での大きな違いは、上記「録画ネット事件」では、チューナーで採取されたテレビ映像をデジタル変換の後、変換された映像を内蔵ハードディスクに記録して、その映像信号をルーターを通じてインターネットからそれぞれの利用者のパソコン等に送るものであるのに対し、「まねき TV 事件」で使用される装置では、債務者の施設内に設置したベースステーション自体には、録画機能はなく、映像のインターネット配信のみで、録画は各利用者の手元のパソコンで行われている。

また、「録画ネット事件」では、当初に債権者から指摘され、後に装置上削除されたかどうかははっきりしないが、上述の囲みで示されたいわば「管理ソフト」が組み込まれた装置構成が、上記「録画ネット事件」では存在するのに対し、上記「まねき TV 事件」では、このような装置構成が存在しない。すなわち、「まねき TV 事件」では、「録画ネット事件」で使用されるようなサービスの管理に使用する「専用ソフト」を組み込むことはしていない。しかしながら、だからといって、ベースステーションそれ自体は、インターネット

を介して特定のアドレスとの間で通信できるようにされており、各利用者は、この機能を利用して、独立してベースステーションにアクセスし、独立にテレビ選局等の操作をすることが可能な構成となっている。

すなわち、「録画ネット事件」の装置も「まねき TV 事件」の装置も、インターネット配信サービスの文言が示すように、内在的に「送信可能化行為」を必須として包含する装置である。このことは、「録画ネット事件」装置が、「テレビパソコンに問題が起こった場合、リセットするなどして常時作動するようにし、そして、サイトへのログインは、利用者が、手元（海外等）にあるパソコンから本件サイトにアクセスし、ユーザー ID とパスワードを入力し、その下の「ログイン」ボタンをクリックすると、本件サーバーは ID について二重にログインがされていないかなどを認証し、認証がされて初めて利用者は、手元のパソコンからテレビパソコンにログインした状態となる等、債務者は常にサイトを監視状態においている」点からも明らかであり、これらの行為は、明らかに装置の管理・支配である。この点、「まねき TV 事件」においても、債務者は装置提供は行っていないが、債務者がインターネット接続設定を行い、債務者の施設内に設置して、装置の管理・支配を行っている。

(エ)「録画ネット事件」装置といい、「まねき TV 事件」装置といい、録画機能やサイト監視機能を除けば、両者の装置に大きな相違はなく、極めて近似した装置であるといえる。そして、行われている利用者へのサービスの観点からも、検討してきたように、両者装置は共に「債務者の管理下に設置され、債務者事務所内において本件サービスの用に供することのみしか認められていない」点では両者相違はない。

「録画ネット事件」につき、抗告審決定は、「債務者（原告人）が、実質的に複製を行っている」とし、その理由は、①「テレビパソコンの所有者は債務者である」、②「テレビパソコンに対する録画操作は債務者のサイトを通じたものに限られる」からだとする。しかしながら、「複製」が行われていないならば、ログインサイトがどこであれ、あるいは、ログインに際し二重ログインのチェックをしていることにどれだけの意味があるというであろうか。実際、「まねき TV 事件」では、利用者は、「ベースステーションにログインして（その操作を「ログイン」というかどうか、別としても、

当該ベースステーションに選局等を実行させるために一定の操作は必要である）、利用者の手で録画等を行っている」のである。

しかし、「まねき TV 事件」においては、「送信可能化権」は問題なしとされた。決め手となったのは、「ポートフォワーディング」（IP マスカレード）により、一個のグローバル IP アドレスが、特定の端末にインターネットを介してアクセスすることができるようにする技術を採用している」ことからであるように見え、各端末がベースステーションと「1 対 1」の送信を行う機能しか有しないので「送信可能化行為」に該当しないというのである。すなわち、ここでは、インターネット接続技術に基づいて、「1 対 1」送信が達成されるときに、「公衆送信」に該当しないとしているようである。しかしながら、ベースステーションの仕組みを仔細に検討すると、必ずしも、インターネット接続技術で「1 対 1」送信が確立されている訳ではない。

ここで、「まねき TV 事件」抗告審でいうところの「1 対 1」の通信」とはどのようなことをいうのであろうか。

文字通り解釈すれば、「1 対 1」とは、他者への送信が行われないことを言うのであろうが、上述するように、同抗告審では、「1 対 1」送信とは、一つのベースステーションから、一つのプライベートアドレスを使い、そのプライベートアドレスから専用モニタ等へふられたプライベートアドレスへの送信をいうようである。

しかしながら、ソニー製ベースステーションの機能説明（解説）したサイトには、このベースステーション使い方として次のような使い方が掲載されている。



(<http://www.sony.jp/products/Consumer/locationfree/LF-PK1/index.html>)

この図の意味するところは、ベースステーション（LF - PK1）から、そのテレビ映像を手持ちのウィンドウズパソコンや手持ちの PSP（プレイステーション

ポケット)で見ることができることを示している。ここで使用されるアドレスは、確かに、ベースステーションただ一つしか付与されず、ウィンドウズパソコンやPSPにも共通の一つのアドレスを付与され、アドレス付与という観点では、それこそ「1対1」の送信しか存在しないのかもしれない。しかしながら、この図は、ウィンドウズパソコンとPSPの二つの機器が、ベースステーションからテレビ映像を受けられるようにも見える。一つのベースステーションからのテレビ映像を専用ソフト(LFA-PC2)がインストールされたパソコンとPSPや専用モニタ等の異なった装置で見ることが可能なことを示している。異なった装置で見ることができるということは、もはや、「1対1」ではなく「1対多」もあり得ることを示している。

インターネット等の一般的な接続技術としては、サーバーへの接続認証技術を用い、例えば、「ユーザー名」と「パスワード」で認証して接続する技術がある。そこでは、必ずしも一つのIPアドレスが与えられれば、必ず一つの機器しか接続できないとは限らない。プライベートアドレスであろうが、グローバルアドレスであろうが、一つのアドレスによって、「1対1」通信が保証されるものではない。すなわち、法人としてあるいは団体として一つのプライベートアドレスなり、グローバルアドレスなりが与えられた場合には、アドレス的には、「1対1」であるが、その出入り口に設けられるルーターで、それこそIPマスカレード変換を行って、そのルーターに接続された全パソコンがインターネット接続環境になることは、通常行われているプロバイダへの接続等から容易に知りうることである。換言すれば、付与されたアドレスの数と、実際の利用者数という点から見れば、「1対多」もあり得ることとなる。

インターネット接続環境を踏まえて、上記ベースステーションと専用モニタ等の接続状況をもう少し調べてみると、ソニー製のロケーションフリーテレビで使われるベースステーションと専用モニタや手持ちのパソコン、PSP等の視聴機器(これをソニー製ロケーションフリーテレビシステムでは、「ロケーションフリープレイヤー」と称するようである(参照「ロケフリの本(柴田格/平澤寿康著:(株)技術評論社)」)の間では、1台のベースステーションにつき、8台の視聴機器が登録可能のようである。しかしながら、複

数の視聴機器を登録したとしても、同時に視聴できるのは、一台に限られるようである(同「ロケフリの本」)。これは、技術的に無理というのではなく、著作権処理のため、このような制限をしているようである(同「ロケフリの本」)。このことより、ベースステーションと視聴機器との間では、もはや、インターネット接続の一般的認証技術というよりも、さらにそれに加えて重畳的に、特定の機器に対してのみ接続を許容し、それ以外の接続を拒否する接続技術を使用しているからともいえる。

上記決定における「1対1」通信であるとの認定は、背景として、このような事情を評価しての上でのことかもしれない。すなわち、同決定は、単なるインターネット接続技術を利用するだけでにとどまらず、さらに、独自に「1対1」通信を保証する手段を組み込まなければ、「公衆送信」に該当しないとの判断をしたものとも思料される。

したがって、これを、上記「録画ネット事件」の決定の判断と比較してみると、特に、「SSHポートの開放・SSH接続」との関係では、「SSHポートの開放・SSH接続」を持ち出して、「1対1」通信の裏付けを主張したとしても、それは単なるインターネット等のネットワーク接続技術の問題であって、その外に、さらに、独自に「1対1」接続を保証する手段が組み込まれない限り、「まねきTV事件」を装置と同じとは言えず、同じ結論にはなり得ないとも思料される。

その意味で、「まねきTV事件」抗告審決定は、一つの指針を示していると見ることができる。

第六 放送法・有線テレビジョン放送法上の問題

(1) 上述するように、著作権法上規定される「送信可能化権」については、「1対1」送信を可能とするプライベートアドレスで片がつくともいえる。

しかしながら、テレビ放送が、遠くの地で見えるということは、放送法・有線テレビジョン放送法上も問題があるようである。この点を少し見極めてみよう。

放送法などという法律は、放送局を開設する際でなければ、脚光を浴びることがない法律である。これまで、詳しく見たこともなかった。放送法を散見すると、該当すると思われる箇所は次のものであろうか。

・放送法第51条第3項

「一の一般放送事業者(受託内外放送を委託して行

わせる委託放送事業者を除く。以下この項において同じ。)の放送局の放送区域(電波法第14条第3項第3号の放送区域をいう。以下同じ。)又は委託して放送をさせる区域(以下この項において「放送区域等」という。)と他の一般放送事業者の放送区域等とか重複する場合において、その重複する部分が当該いずれかの一般放送事業者の放送区域等の3分の2以上に当たるとき、又はその重複する部分の放送区域等の区域内の人口が当該いずれかの一般放送事業者の放送区域等の区域内の人口の3分の2以上に当たるときは、これらの一般放送事業者は、共同して審議機関を置くことができる。この場合においては、前項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの一般放送事業者が共同して行う(放送法第51条第3項)。」

ここの「放送区域」や「放送区域等」の定義が問題となりそうである。

そして、「放送区域」、「放送区域等」を明らかにするには、電波法まで踏み込まなければならないようである。

・電波法第14条(免許状)

第1項 総務大臣は、免許を与えたときは、免許状を交付する。

第2項 免許状には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 免許の年月日及び免許の番号
2. 免許人(無線局の免許を受けた者をいう。以下同じ。)の氏名又は名称及び住所
3. 無線局の種別
4. 無線局の目的
5. 通信の相手方及び通信事項
6. 無線設備の設置場所
7. 免許の有効期間
8. 識別信号
9. 電波の型式及び周波数
10. 空中線電力
11. 運用許容時間

第3項 放送をする無線局の免許状には、前項の規定にかかわらず、左に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 前項第1号から第4号まで及び第6号から第11号までに掲げる事項
2. 放送事項

3. 放送区域

つまり、放送法第51条第3項によると、民放放送局等一般放送事業者が、放送する場合には、その放送しようとする放送区域において、近隣の放送区域との間で、放送が重複する場合には、面積か人口の3分の2を基準に、重複する事業者が共同して審議機関を設置し、いずれかの事業者が放送するか調整することが義務づけられているようである。裏返していえば、その調整がつかない場合には、放送することができないことを意味するのであろう。

(2) 上記は、無線放送に関してであるが、有線放送に関してはどのように処理されなければならないのであろうか。この点に関しては、「有線テレビジョン放送法」には次のように規定される。

・有線テレビジョン放送法第3章(業務)第12条(業務の届出)

「有線テレビジョン放送事業者となろうとする者は、当該有線テレビジョン放送の業務区域、再送信業務の有無その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。有線テレビジョン放送事業者が届け出た事項を変更しようとするときも、同様とする。」

ここでも、有線テレビを放送しようとする者は、「業務区域」をあらかじめ総務大臣に届け出なければならない。その「業務区域」については、必ずしも明らかではないけれども、上記放送法に準じたような「区域」なのであろう。

何が問題なのかといえば、仮に、「まねきTV事件」で行われるようなインターネットを通じたサービスが「放送」あるいは「有線テレビジョン放送」であるならば、それは、特定のあらかじめ届け出られた「区域」に限って行われなければならない。審議機関の設置や届け出が義務づけられることになるのである。おそらくは、「まねきTV事件」のような少数に対して行われるサービスは、人口や面積比としては、何万分の一、何十万分の一にも当たらないのであるから、そのサービスを行うことが否定されることとなるのであろう。

現在の無線テレビジョン放送や有線テレビジョン放送は、国内の限られた地域を限った「特定区域内」を予め前提としており、この区域を越えた放送をしてはならないのである。

つまり、現在のテレビジョン放送等の放送は、超短

波（VHF：Very High Frequency（30MHz～300MHz））や極超短波（UHF：Ultra High Frequency（300MHz～3GHz））の帯域周波数を持つ電波を使用するので、電波が遠くの地域まで無制限に飛び廻ることを想定しておらず、また、有線施設も自ずと敷設距離に限界があることを前提として、常に限られた区域内において、放送業務を行うことが予定されている。したがって、この予定・前提の下に、放送局は各県単位で設置され、しかも、その放送によって広告料収入等を得る仕組みが完備されているのである。したがって、仮に、「まねき TV 事件」のように県単位等の限られた「区域」を超えてテレビ映像送信サービスが行われると、これまでの県単位で徴収される広告収入に頼って行ってきたこれまでの放送業が成り立ち難くなるという問題があるのである。

(3) しかしながら、上記「まねき TV 事件」仮処分抗告審決定は、「まねき TV 事件」で使用されるような装置で行うサービスは「1対1」のサービスであって、「公衆送信」には該当しないとした。

既に議論してきたように著作権法上「放送」とは、「公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う無線通信の送信をいい（著2条1項8号）、「有線放送」とは、公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう（著2条1項9の2号）」のであるから、「公衆送信」に該当しなければ、「放送」に該当することもないのである。したがって、放送法や有線テレビジョン放送の範疇にないことにもなる。しかしながら、公共放送事業者や一般放送事業者が、「蟻の穴から堤も崩れる」と恐れる理由がここにあるのである。

(4) 上記仮処分抗告審決定においては、「まねき TV 事件」で使用されるような装置で行うサービスは、「公衆送信」には該当しないとし、したがって、それは、「放送」に範疇には含まれないとした。しかしながら、同決定で議論されたのは、あくまでも著作権法上のことだけである。著作権法上は、同装置のような装置で行われる個人的サービスが、「公衆送信」には該当しないと判断されただけであって、「放送法」や「有線テレビジョン放送法」上では、依然として「放送」で

あると判断されるのかもしれない。ところが、上記決定は、曲がりなりにも、インターネットを利用する遠隔地でテレビ映像を視聴するサービスについて、著作権侵害に該当しないと判示したのである。これは、「放送法」や「有線テレビジョン放送法」が予定・前提とする「区域」を超えて、テレビ視聴ができることを意味し、そこに、著作権法上のお墨付きが与えられたのである。公共放送事業者や一般放送事業者が恐れる理由はここにあるのである。しかも、放送法や有線テレビジョン放送法では、その行為を差し止める手段は見あたらない。そこが、また、悩ましいのかもしれない。

第七 まとめ

いずれにせよ、上記事件は、本訴案件で確定したものであるとは言い難いが、インターネットを利用して、個人の利用者が遠く離れた場所でテレビ映像を楽しむサービスにお墨付きが出たといえる。これは技術の進歩の結果、当初の技術では想定してもいなかった事態が創出されたからといえるのであろう。特に、世界に張り巡らされたインターネットを通じて、日本のテレビが世界中で見ることができるようになる。これは、出張や長期に海外に滞在しなければならない海外居住者にとって、これまで喉から手が出るほど欲しい環境だったことは疑いがない。

この種の問題は、社会現象としても興味深いところであるが、新しい技術が出現したときには、ややもするとそれまでに確立された勢力からの反対にあうことが多いのもまた理解できる。既得権と新規参入権との衝突と言われるものであろう。しかし、既得権があまりに強くなると、一般人は技術革新の恩恵にあずかれないことになりかねない。技術革新でそれまで及びもつかなかったような環境が達成できるのであれば、新しい環境でより技術を発展させる環境を求めるのが向上する社会でもあるように思う。

「新しい酒を古い皮袋に入れてはならない」のかもしれない。

注

インターネット接続技術等に使用される耳慣れない用語が多出する。以下簡単に注釈する。

1. ロケーションフリーテレビ

ソニーが販売する無線 LAN を搭載したテレビの名称。映像信号をリアルタイムで MPEG-4 あるいは MPEG-2 に変換して IP (Internet Protocol) パケットとして送信する

ことで、テレビ放送をインターネットを介してリアルタイムで視聴できるという、それまでに存在しなかったカテゴリの商品（出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』）。

2. ベースステーション

「ロケーションフリーベースステーション」をインターネット (ADSL モデム, ブロードバンドルータ等) とテレビアンテナに接続して利用する。モニターとベースステーションが通信し、ユーザーはタッチパネル付きのモニターを操作する。モニターとベースステーションの相互ワイヤレス通信 (IEEE802.11a/b/g) により、ベースステーションとモニターが離れていても、当該無線 LAN の届く範囲内 (自宅等) で、モニター上でテレビ番組やパソコン用 Web サイトを閲覧・利用できる（出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』）。

3. SSH (Secure Shell) : 通信路を暗号化することで安全性を高めたリモートシェル。UNIX 系 OS では、TELNET や rsh など、シェルの機能をリモートから使うためのコマンドツールが用意されているが、これらは通常ログイン時のパスワード認証以外に特別なセキュリティ機能は持たない。通信内容はそのまま IP パケットに格納されて送られるため、パケットを盗聴すれば通信内容を容易に知ることができる。SSH はこれを防ぐために通信経路をすべて暗号化する。セキュリティ面では、VPN を使った経路上でリモートログインするのと同じような状態になる。遠隔地に設置した Web サーバのメンテナンスなど、インターネット経由でシステムにログインする必要がある場合、通常の TELNET や rsh ではパケットを盗聴するだけでログイン時のパスワードや、システムにログインした後で入出力するデータすべてを知ることができるため、危険が伴う。SSH を利用することで、こうした遠隔ログイン時の安全性が大幅に高まる (アスキーデジタル用語事典)。

4. テレビチューナー

テレビチューナーとは、テレビ放送を受信するための機器、部品、あるいはその部品を含む回路や基板、拡張カードなどをいう。(出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』)。

5. ブースター (Booster)

楽器からの信号を楽器用アンプに入力する前に電氣的に増幅 (ブースト, boost) し、より大きな音量を得るもの。入力インピーダンスが低い機器 (600 Ω 程度) に対して十分な駆動力を与えるために利用する低インピーダンス負荷が駆動可能なラインアンプの別称 (出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』)。転じて、テレビアンテナからの入力が弱い場合に、電波入力を増幅する機器をもいう。

6. デジタル変換 (正確には「アナログ→デジタル変換」)

アナログ電気信号をデジタル電気信号に変換することをいう。ここにアナログとは、デジタルに対応する言葉で、連続した量 (たとえば時間) を他の連続した量 (たとえば角度) で表示することをいい、デジタルとは、アナログに対応する理論で、工業的には状態を示す量を数値化して処理 (取得, 蓄積, 加工, 伝送など) を行う方式のこと (出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』)。

7. 内蔵ハードディスク

ハードディスクとは、コンピュータで使用される磁気ディスク装置の略称 (出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』)。

8. ネットワーク環境 (「コンピュータ・ネットワーク」で構成される環境)

コンピュータ・ネットワークは、複数のコンピュータを接続する技術、または、接続されたシステム全体。情報化社会の基盤をなすため、通信インフラといわれる。……初期のネットワークは、大型汎用機と専用端末を、

独自のケーブルで接続したものである。……かつてはメーカーごとに様々な規格のネットワーク技術が開発され、相互接続性の問題が大きかった。……現在はインターネットで利用されている技術を利用することが多い。ネットワークの範囲によって、LAN (Local Area Network), WAN (Wide Area Network), MAN (Metropolitan Area Network), などに、また利用目的によってイントラネット, SAN (Storage Area Network) などに分類することができる (出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』)。

9. プライベートアドレス

IP (インターネットプロトコル-インターネットにおいて情報の伝達を行うプロトコルであり、インターネットの基礎部分となる重要な役割を持つ) で用いられる 32 ビットのアドレスを IP アドレスといい、RFC (Request for Comments - IETF による技術仕様公開形式) 1597 においては、ある組織内で私的に用いられる下記アドレスをプライベートアドレスといい、それ以外のアドレスはグローバルアドレスともいわれる (出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』)。

10. ログイン

コンピュータなどに接続する動作のこと、「ログオン (コンピュータの利用開始時にユーザーの身元や妥当性を識別してさまざまなリソースへのアクセスに必要な資格情報を取得するための操作のこと。)」ともいう (出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』)。

11. IP アドレス

同上注 9 参照

12. カラオケテープ

カラオケとは、歌を歌う際に、またはメロディパート (主旋律) を担う楽器を演奏する際に、生演奏ではなく事前に録音された伴奏を再生することにより演奏を再現することをいい、1960 年代後半にコンパクトカセットテープとそのレコーダーが登場し、これと共にカラオケが普及したため、その使用されるカセットテープを「カラオケテープ」と呼ばれる (出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』)。

13. リナックス (Linux)

UNIX ライクな (UNIX に似た) コンピュータ用オペレーティングシステム (OS) をいい、その基盤となる中核ソフトウェア「カーネル」を 1991 年に当時フィンランドのヘルシンキ大学在学中であったリーナス・トーバルズ (Linus Torvalds) が個人で開発を開始した。……リーナス・トーバルズは、当時の Intel の 80386 CPU ベースの 32bit PC/AT 互換パーソナルコンピュータを使って UNIX 互換の機能を持つ OS を動作させたいと考えていた。しかし商用 UNIX は高価であり、……このため自ら OS カーネルの開発に着手し、……その後、Linux Kernel Mailing List (LKM) が開発に使われ、改良に参加する一般有志はそこに集まることになった。PC-UNIX の隆盛など社会的な注目が高まる中、1997 年ごろより商用目的への応用が注目され、ハイエンドシステムに必要な機能が付け加えられた。……2000 年頃より、IBM、ヒューレット・パッカー、SGI、Intel などの企業にフルタイムで雇用されたプログラマーも開発に加わるようになり、開発スピードにはずみが付いた。このように、多くの人々の協力によってソフトウェアが開発されるということは、それまでのプロプライエタリなソフトウェア開発の常識では考えられないことであった。……2005 年時点では、小～中規模のホストコンピュータ用 OS として、機能的には商用 UNIX と比較しても遜色のない域に達している。主に各種ネットワーク系サーバ (ウェブサーバ、データベースなど) の、小～中規模ネットワークにおけるサーバ OS として利用される例が一般的であり、また安価な PC やブレードサーバ等を束ねるクラスタ環境としても応用されている。その一方で小規模な情報機器への組み込み OS 環境としても普及しており、プリントサーバやストレージサー

- バ、ネットワークカメラやルータ等にも応用され、一部の PDA や携帯電話端末などの、小型情報端末の組み込み OS としても普及している（出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』）。
14. インターフェイスプログラム（「ソフトウェアインタフェース」）
ソフトウェア間の通信を行う際のメッセージの渡し方などを決めたもの。ここに、インタフェース（interface）とは、ものごとの境界となる部分と、その境界でのプロトコルを指す（出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』）。
15. iEPG 対応テレビ
EPG（Electronic Program Guide）電子番組ガイド（でんしばんぐみガイド）とは、放送番組表をテレビの画面等に表示するシステムのことであり、iEPG とは、インターネットを通じて配信されるテレビ電子番組表をいう（出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』）。
16. ホームページサーバー
ホームページ（homepage）とは、Web ブラウザを起動した時や、多くの Web ブラウザに存在するホームボタンを押した時に表示されるウェブページのことをいい、また、サーバは、コンピュータネットワークにおいて、サービスと呼ばれる特定の機能を提供するコンピュータシステムの総称をいう。したがって、「ホームページサーバー」とは、ウェブページを管理し、サーバからサービスを受ける「クライアント」からの様々な要求に应答するシステムまたはそのようなアプリケーションやプロセスをもいう（出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』）。
17. 監視サーバー
特定の領域・システム等の状態を常時監視する目的で設置されるシステム又はそのような機能を有するプログラムをいう。
18. ユーザー ID
ID は、コンピュータ・ネットワークを利用する人を識別するための番号や略称。数字だけの場合もあれば、記号と数字の組み合わせ、名前をアルファベット表記したことになることもある。ユーザー ID でも意味は同じ（PC ビュー用語解説：http://www.pc-view.net/word_id-0358.html）。
19. パスワード
主に、コンピュータ・ネットワークを利用（ログイン）するとき、ユーザー ID とペアで入力する記号（同）。
20. ハードディスクの初期化
電子媒体に、ファイル等のデータを記録するためには、「ファイルシステムの識別子」や「パーティション情報」、「ディレクトリやファイルの名前や構成情報」などの初期値を記録する必要がある。この初期化が終わって初めて特定のディレクトリやファイルを作成することができる（出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』）。
21. ダウンロード（Download）
コンピュータネットワークにおいて接続された他のコンピュータに存在するファイルをコンピュータに転送し、受け取ること。受信。対義語としてはアップロードが挙げられる（出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』）。
22. リセット（reset）
機器の動作状態を初期状態に戻すこと。コンピュータゲームなど、ソフトウェアを初期状態にすることに用いられる場合もある（出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』）。
23. ポートフォワーディング【port forwarding】
ローカルコンピュータの特定のポートに送られてきたデータを、別に用意した通信経路を用いてリモートコンピュータの特定ポートに送信すること（IT 用語事典（<http://e-words.jp/w/>））。

24. IP マスカレード
インターネットに接続された企業などで、一つのグローバルな IP アドレスを複数のコンピュータで共有する技術。組織内でのみ通用する IP アドレス（ローカルアドレス）と、インターネット上のアドレス（グローバルアドレス）を透過的に相互変換することにより実現される（IT 用語事典（<http://e-words.jp/w/>））。
25. グローバル IP アドレス
注 9 参照
26. ウィンドウズパソコン
ウィンドウズ（Microsoft Windows（マイクロソフト・ウィンドウズ）がインストールされたパーソナルコンピュータをいう。Microsoft Windows（マイクロソフト・ウィンドウズ）は、米国マイクロソフト社が開発及びライセンス販売を行うコンピュータのオペレーティング環境及びオペレーティングシステムをいう（出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』）。
27. PSP（プレイステーションポータブル）
プレイステーション・ポータブル（PlayStation Portable）は、株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント（SCEI）が日本では 2004 年 12 月 12 日に、アメリカでは 2005 年 3 月 24 日に発売した家庭用携帯ゲーム機（出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』）。
28. VHF（Very High Frequency：超短波）
超短波帯（30MHz～300MHz）の周波数の電波をいう。波長は 1m - 10m。伝搬の特徴としては、電離層では普通反射せず、地表波は減衰が大きく利用しにくいいため、空間波による見通し範囲の通信が基本となる（出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』）。
29. UHF（Ultra High Frequency：極超短波）
極超短波帯（300MHz～3GHz）の周波数の電波をいう。波長は 10cm（0.1m）～1m。伝搬の特徴としては、電離層で反射せず地表波の減衰が激しいため、直進する空間波による短距離通信に利用される。また、波長が短くアンテナが小型化できるので移動通信に適する（出典：フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』）。
- 参考文献
1. 東京地裁平成 17 年（ラ）第 10007 号著作隣接権侵害差止仮処分抗告事件決定
 2. 東京地裁平成 18 年（ラ）第 10009 号著作隣接権仮処分抗告事件決定
 3. 東京地裁平成 18 年（ヨ）第 22022 号決定
 4. 仮処分答弁書類（http://www.6ga.net/x_shiryo.php）
 5. 著作権法入門（著作権情報センター）
 6. 著作権法概説第 2 版（田村善之著：有斐閣）
 7. 著作権法逐条講義（加戸守行著：著作権情報センター）
 8. インターネット時代の著作権（岡本薫著：全日本社会教育連合会）
 9. 著作権判例百選（有斐閣）
 10. クラブ・キャッツアイ事件（最高裁判決昭和 63 年 3 月 15 日（民集 42 卷 3 号 199 頁））
 11. カラオケリース事件（ビデオメイツ事件）（最高裁判決（平成 13 年 3 月 2 日民集 55 卷 2 号 185 頁））
 12. ソニーロケーションフリー商品情報（<http://www.sony.jp/products/Consumer/locationfree/LF-PK1/index.html>）
 13. ロケフリの本（柴田格／平澤寿康著：（株）技術評論社）
 14. 情報通信活用辞典（産業調査会事典出版センター）
 15. フリー百科事典『ウィキペディア (Wikipedia)』
 16. アスキーデジタル用語事典
 17. PC ビュー用語解説（http://www.pc-view.net/word_id-0358.html）
 18. IT 用語事典（<http://e-words.jp/w/>）
- （原稿受領 2007.2.16）